

資 料 編

1. 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿

出雲市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

任期：平成29年(2017)4月1日～平成32年(2020)3月31日(3年間)

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	職名等	備考
1	芦矢 京子	島根県重症心身障害児(者)を守る会副会長・事務局長	
2	石飛 文和	出雲市身障者福祉協会理事	
3	石橋 美恵子	島根県東部発達障害者支援センターウィッシュセンター長	
4	和泉 積	出雲市身障者福祉協会会長	
5	糸原 直彦	出雲商工会議所専務理事	
6	井上 明夫	ふあっと施設長	
7	尾添 純子	出雲市子ども未来部子ども政策課課長補佐	
8	勝部 寿子	こころの森会員	
9	金川 克則	島根県立出雲養護学校校長	
10	北尾 慶子	出雲サンホーム施設長	
11	児玉 弘之	出雲市教育委員会児童生徒支援課長	
12	上代 薫	出雲公共職業安定所統括職業指導官	
13	塩飽 邦憲	島根大学名誉教授 島根大学医学部特任教授	会長
14	新宮 直行	出雲市社会福祉協議会企画課長	
15	新藤 優子	高次脳機能障がいデイケアきらり施設長	副会長
16	須谷 生男	出雲医師会理事	
17	高木 加津枝	出雲障がい者就業・生活支援センターリーフ所長	
18	玉田 珠美	ふたば園施設長	
19	永岡 秀之	島根県立こころの医療センター地域生活支援室長	
20	柳樂 紀美子	出雲市民生委員児童委員協議会副会長	
21	錦織 正二	出雲成年後見センター会長	
22	原 広治	島根大学大学院教育学研究科教授	
23	藤川 祐介	いちごの会会長	
24	牧野 由美子	島根県出雲保健所長	
25	山本 順久	ハートピア出雲施設長	

2. 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例

(平成 26 年出雲市条例第 36 号)

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、出雲市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申する。

- (1) 障害者基本法第 36 条第 4 項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画に関し同条第 8 項及び第 9 項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する事項に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者等の団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) サービス事業者の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、諮問された事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。

(資料提出の要求等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

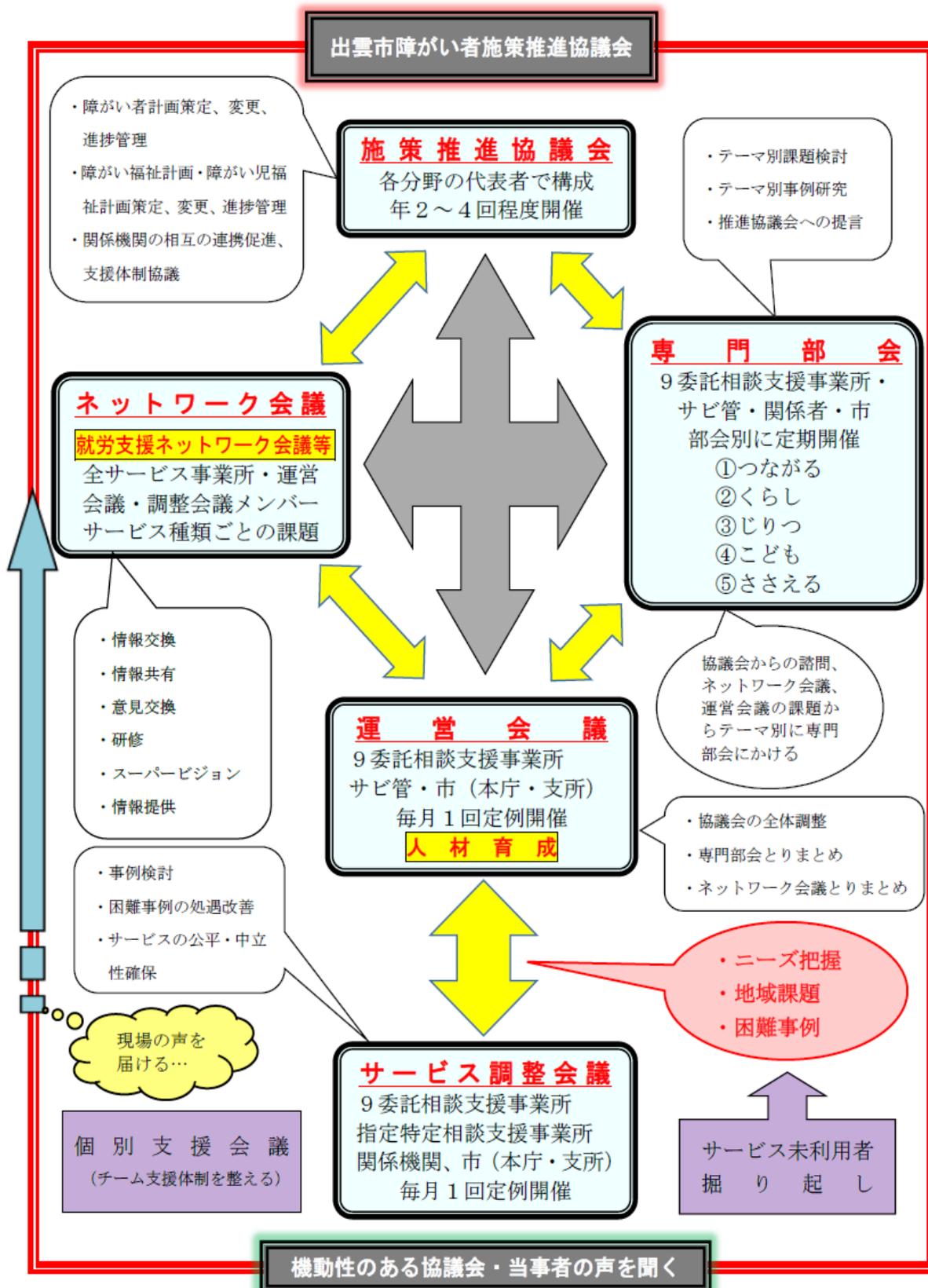
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

3. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図

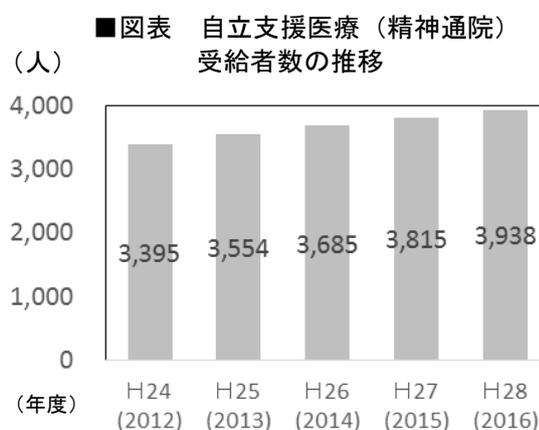
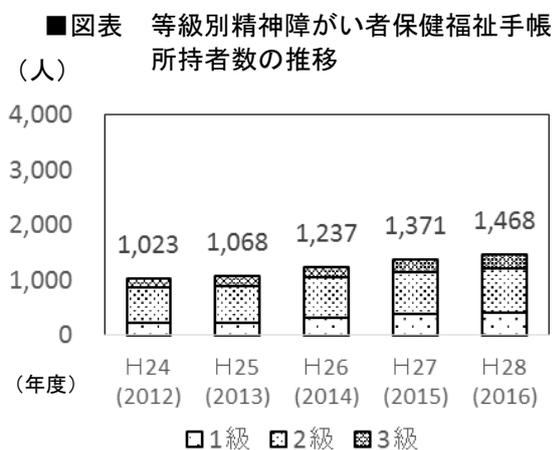
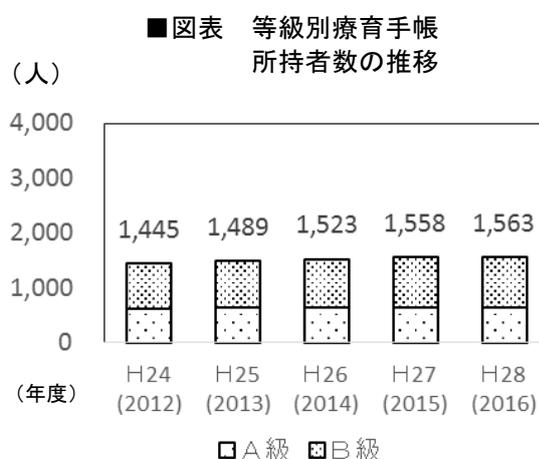
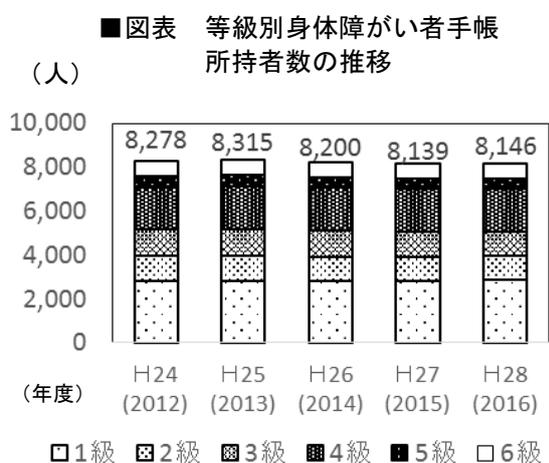


4. 障がい者の状況等

身体障がい者手帳の所持者数は、平成 28 年度(2016)時点で 8,146 人であり、概ね横ばいで推移しています。一方、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者数は増加傾向にあります。

身体障がい者手帳の所持者は、65 歳以上が約 79%と大半を占めており、高齢者になってからの手帳取得、あるいは手帳所持者の高齢化が進展していることがうかがえます。

障がい者が社会において自立するために必要となる就労の状況については、特に精神障がい者において年間収入 200 万円以下が 50%以上、正規雇用は 15%程度と厳しい状況にあります。



出典：島根県立心と体の相談センター調べ 各年度末現在

■ 図表 障がい者手帳種類別所持者の年齢構成（平成 28 年度(2016)）

	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	計
身体	111	1,634	6,401	8,146
療育	221	1,131	211	1,563
精神	35	1,084	349	1,468

出典：島根県立心と体の相談センター調べ 各年度末現在

■図表 障がい支援区分認定状況の推移 (人)

	H24	H25	H26	H27	H28
区分6	165	169	183	197	201
区分5	166	164	167	174	179
区分4	203	204	204	232	224
区分3	256	273	283	276	279
区分2	98	100	105	139	120
区分1	20	18	15	14	16
計	908	928	957	1,032	1,019

出典：出雲市福祉推進課調べ

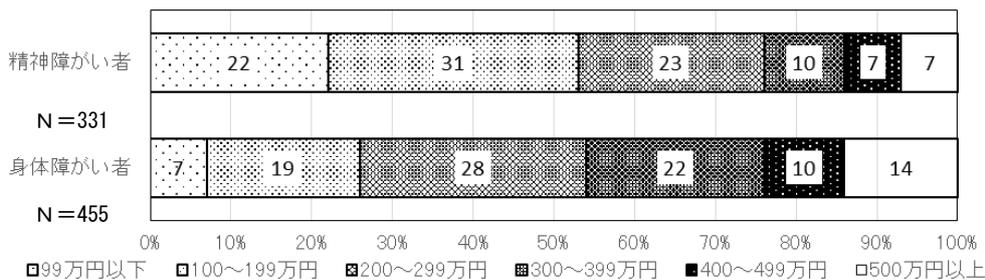
■障がい福祉サービス支給決定状況の推移 (人)

	H24	H25	H26	H27	H28
居宅介護等	330	353	393	397	331
生活介護	495	506	511	531	516
自立訓練(機能)	11	5	5	5	7
自立訓練(生活)	47	47	46	38	35
就労移行支援	38	52	51	55	60
就労継続支援A型	39	45	45	51	53
就労継続支援B型	458	493	508	522	537
児童発達支援	77	92	97	83	93
放課後等デイサービス	130	184	216	243	271
保育所等訪問支援	74	161	200	200	198
短期入所支援	249	276	283	278	264
療養介護	43	46	48	55	57
共同生活援助	180	186	195	186	194
施設入所支援	325	313	312	311	300
計画相談支援	225	404	895	1,390	1,405
地域移行支援	10	2	0	5	3
地域定着支援	20	49	50	61	64
障がい児相談支援	128	258	309	341	364

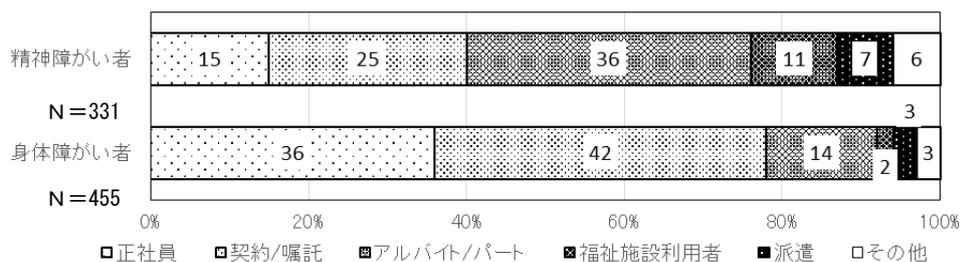
出典：出雲市福祉推進課調べ

H24～27年度は年度末、H28年度は12月末現在

■図表 障がい別年間収入額 (H26)



■図表 障がい別雇用形態 (H26)



出典：障がい者総合研究所

5. 事業所アンケート集計結果

(1) 障がい福祉サービス種類別定員動向及び利用状況

サービスの種類	定員数(人)					H28年度年間 利用実日数 合計 (F)	定員に 対する 利用率 (G)	H28年4月利用者			占有率 $\frac{I}{H}$
	H28年 4月現在 (A)	H29年 4月現在 (B)	H30年 4月予定 (C)	H31年 4月予定 (D)	H32年 4月予定 (E)			利用者 実数 (H)	出雲 市民 (I)	出雲 市外 (J)	
日中活動系サービス	1,645	1,711	1,728	1,740	1,762	294,002		2,244	2,085	159	93%
1 生活介護	460	470	490	490	490	97,511	77%	518	415	103	80%
2 短期入所	42	40	39	39	39	2,903	25%	50	46	4	92%
3 自立訓練 (機能訓練)	6	6	6	6	6	340	21%	5	5	0	100%
4 自立訓練 (生活訓練)	54	54	54	44	44	6,812	46%	39	32	7	82%
5 就労移行 支援	32	38	42	44	44	6,453	73%	76	67	9	88%
6 就労継続 支援A型	50	68	65	67	69	6,581	48%	43	43	0	100%
7 就労継続 支援B型	505	512	506	524	534	95,888	69%	520	494	26	95%
8 児童発達 支援	61	56	53	53	53	6,844	41%	86	81	5	94%
9 放課後等 ディサー ビス	240	260	270	270	280	52,551	79%	536	535	1	100%
10 地域活動 支援セン ター	16	16	16	16	16	225	5%	3	3	0	100%
11 日中一時 支援	179	191	187	187	187	17,894	36%	368	364	4	99%
居住系サービス	546	544	551	551	556	156,123		481	344	137	72%
1 障がい者 支援施設	328	320	320	320	320	92,625	77%	278	180	98	65%
2 自立訓練 (宿泊型)	10	10	10	10	10	2,053	56%	9	5	4	56%
3 共同生活 援助	208	214	221	221	226	61,445	81%	194	159	35	82%
訪問系サービス	924	961	975	979	982	49,792		628	603	25	96%
1 居宅介護	449	477	488	492	495	37,034	23%	301	295	6	98%
2 移動支援	463	470	474	474	474	11,852	7%	313	294	19	94%
3 訪問入浴 事業	12	14	13	13	13	906	21%	14	14	0	100%

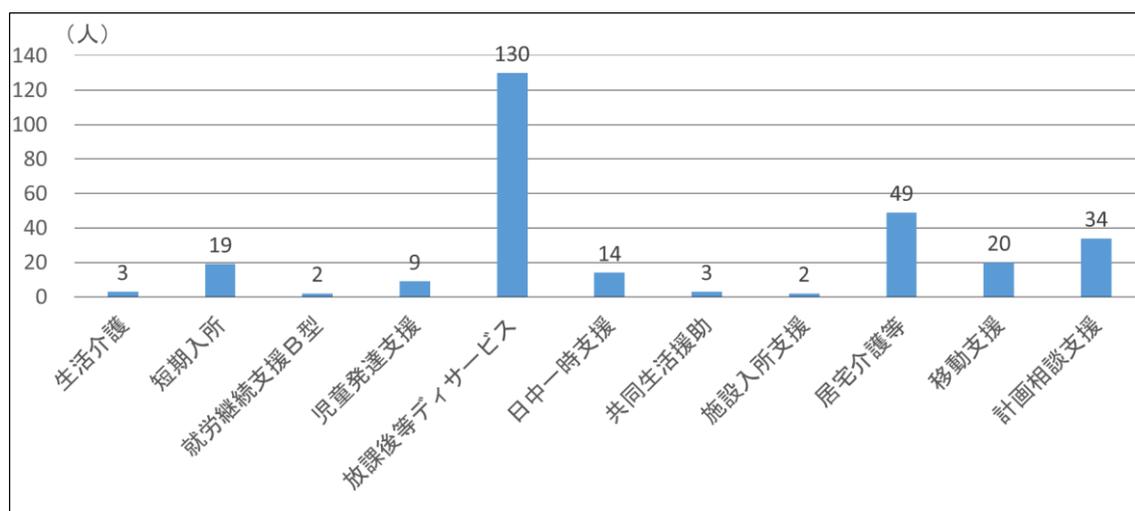
$$* \text{日中系サービス(利用率)} G = \frac{F}{A \times 23 \text{日} \times 12 \text{月}}$$

$$* \text{居住・訪問系サービス(利用率)} G = \frac{F}{A \times 365 \text{日}}$$

(2) 障がい福祉サービス種類別施設整備及び事業拡張予定

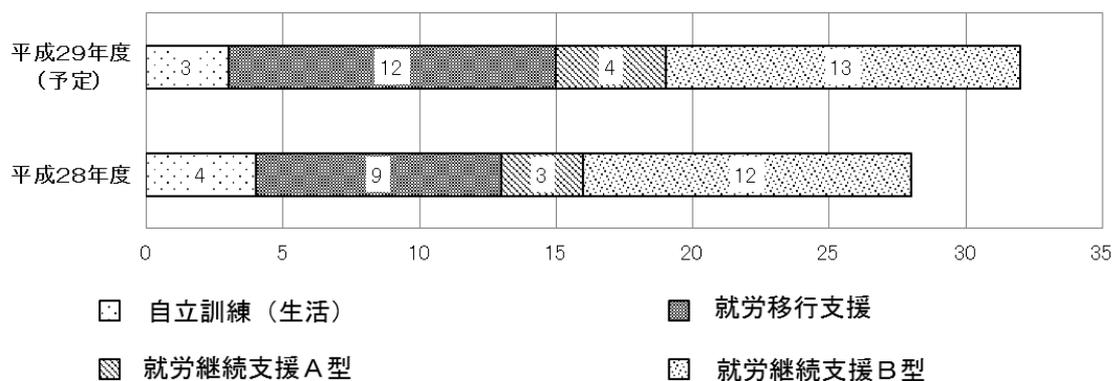
		H30年	H31年	H32年	未定	合計	備考
居宅介護	定員の増加数(人)				5	5	
	施設整備実施予定事業所数					0	
	事業拡張実施予定事業所数				1	1	
生活介護	定員の増加数(人)		6			6	
	施設整備実施予定事業所数					0	
	事業拡張実施予定事業所数		1			1	
共同生活援助	定員の増加数(人)			14	26	40	
	施設整備実施予定事業所数			1	2	3	H29年1事業所(定員8人)整備
	事業拡張実施予定事業所数			1	2	3	
就労移行支援	定員の増加数(人)	2				2	
	施設整備実施予定事業所数					0	
	事業拡張実施予定事業所数	1				1	
就労継続支援A型	定員の増加数(人)	10			10	20	
	施設整備実施予定事業所数				1	1	
	事業拡張実施予定事業所数	1				1	
就労継続支援B型	定員の増加数(人)	29	10	20	30	89	
	施設整備実施予定事業所数	1		1	1	3	
	事業拡張実施予定事業所数	1	1		1	3	
放課後等デイサービス	定員の増加数(人)	10	20			30	
	施設整備実施予定事業所数	1	1			2	H31年1事業所(定員20人)整備予定
	事業拡張実施予定事業所数				1	1	
未定	定員の増加数(人)						
	施設整備実施予定事業所数	1			1	2	
	事業拡張実施予定事業所数					0	
合計	定員の増加数(人)	51	36	34	71	192	
	施設整備実施予定事業所数	3	1	2	5	11	
	事業拡張実施予定事業所数	3	2	1	5	11	

(3) 障がい福祉サービス提供事業所でサービス利用に結びつかなかった人数



※各サービス提供事業所に問合せがあったものの、利用時間等が希望にあわない、職員不足により対応ができない等の理由で、実際のサービス利用に結びつかなかった人数の集計です。なお、この集計は、障がい福祉サービスの支給決定を受けていない人も含みます。

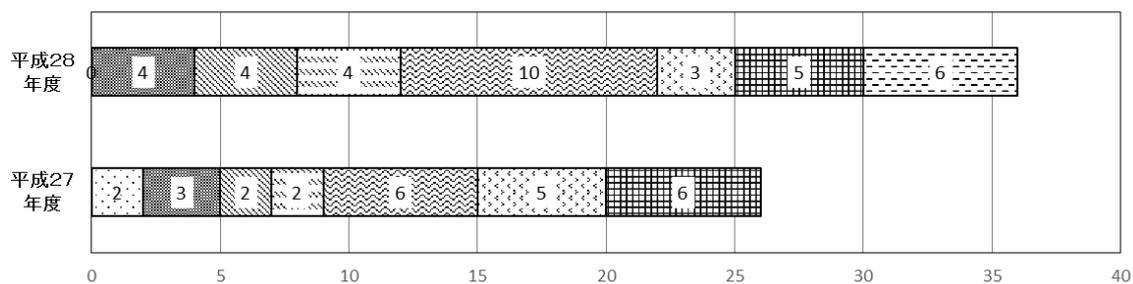
(4) 障がい福祉サービス利用者の一般就労への移行者数



(5) 新規障がい福祉サービスの実施意向

	H30	H31	H32	未定	備考
自立生活援助(定員累計)(人)	8	18	18	-	
事業所数	2	1		1	就労・相談系事業所：2事業所 就労系事業所：1事業所 相談系事業所：1事業所
定員数	8	10		-	
就労定着支援(定員累計)(人)	15	20	20	-	
事業所数	2	1		2	就労・相談系事業所：3事業所 就労系事業所：1事業所 相談系事業所：1事業所
定員数	15	5		5	
訪問型児童発達支援(定員累計)(人)				-	
事業所数		1	1	1	就労・相談系事業所：1事業所 居宅系事業所：1事業所
定員数					

(6) 障がい者支援施設等利用者の理由別退所者数



- GH入所
- 自宅(家族同居)
- 自宅(独居)
- 他施設入所
- 病院
- 介護保険関連施設
- 死亡
- その他

* (6) のアンケート回答法人

1	社会福祉法人 恵寿会	12	障がい者支援施設 ラポール宝生苑
2	社会福祉法人 しらゆり会	13	社会福祉法人 若草福祉会
3	社会福祉法人 ふあっと	14	出雲いきいきネットワーク
4	社会福祉法人 ぼてとはうす	15	社会福祉法人 仁寿会
5	障がい者支援施設 まがたま荘	16	社会福祉法人 四ッ葉福祉会
6	社会福祉法人 みずうみ	17	社会福祉法人 千鳥福祉会
7	障がい者支援施設 愛香園	18	社会福祉法人 島根ライトハウス
8	株式会社 フィリア	19	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団
9	株式会社 空	20	特定非営利活動法人 なかよし
10	有限会社 佐香	21	社会福祉法人 わかば会
11	西部島根医療福祉センター (島根療護園)		

6. 障がい福祉サービスの種類と内容

自立支援給付	サービス名	対象者	内容
介護給付	居宅介護	障がい支援区分1以上	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする者《障がい支援区分4以上で2肢以上に麻痺があり、認定項目調査で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外で認定された者》	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする者《障がい支援区分3以上》	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者《障がい支援区分6》	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に困難を有する者	外出時に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。
	短期入所（ショートステイ）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする者《障がい支援区分1以上》	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者《気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている障がい支援区分6の者、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障がい支援区分5以上》	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者《障がい支援区分3以上、50歳以上は障がい支援区分2以上》	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者《障がい支援区分4以上、50歳以上は障がい支援区分3以上》	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

自立支援給付	サービス名	対象者	内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的、精神障がい者	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行います。
	自立訓練 (宿泊型)		住居の場を提供し、一定期間家事等日常生活能力を向上するための支援、生活能力の維持・向上のための訓練や相談支援を行います。
	就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用計画に基づく就労が可能なる者	通所により、雇用計画に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	共同生活援助	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	就労に伴い生じている生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する者	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面での問題・課題について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

自立支援給付	サービス名	対象者	内容
障がい児通所支援	児童発達支援	就学前児童	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
	児童発達支援(医療型)	肢体不自由児及び重症心身障がい児	児童発達支援及び治療を提供します。
	放課後等デイサービス	就学児童	障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会を提供します。
	保育所等訪問	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児、乳児院や児童養護施設に入所する障がい児	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な重症心身障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

7. 地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	対象者	内容
相談支援事業	在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、福祉サービスの利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。市は次の事業所に事業委託を行っています。 ・ハートピア出雲 ・光風園 ・さざなみ学園 ・ふあっと・出雲サンホーム・かのん・プレーゲ ・そうゆう相談センター斐川・太陽の里
手話通訳者等派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者	障がい者とその他のものの意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。
日常生活用具給付	重度障がい者	重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。 負担上限月額「所得を判断する際の世帯の範囲」は補装具と同じです。 日常生活用具の基準額について、市民税非課税世帯及び被保護世帯は100%、一般世帯は90%を給付します。 同じ給付種目がある場合は、介護保険制度が優先します。 原則、耐用年数期間内は給付できません。
住宅改修費給付事業	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)を有する方で、障がい程度等級1～3級の方(特殊便器については上肢障がい2級以上でも可)	在宅の重度障がい者(児)が、段差解消などの住環境の改善を行う場合の、用具の購入費及び改修工事費を給付します。 給付の額は、対象経費(助成上限額20万円)の市民税非課税世帯及び被保護世帯は100%、一般世帯は90%を給付します。 原則、給付は1回で、改修の前に申請が必要です。(事後申請は対象になりません。) また、介護保険制度の住宅改修費給付事業が優先します。
コミュニケーション支援事業	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している方で、市が定める規定の状態にある方	意思疎通を図ることに支障がある方が病院又は診療所へ入院したときに、居宅介護従事者又は重度訪問介護従事者を派遣する。 利用者負担があります。
移動支援事業	障がい者(児)であって、屋外での移動に介助、支援が必要な者	屋外での移動が困難な障がい者(児)について、外出のための支援を行います。 社会参加、短期入所時の送迎、通勤、通学など。 利用者負担があります。

サービス名	対象者	内容
地域活動支援センター		通所により、次の訓練等及び、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。
・精神障がい者通所型	精神障がい者	・日常生活訓練、家事訓練等の訓練 ・会話、生活マナー等の社会適応訓練
・障がい者生活介護型	身体障がい者、知的障がい者、難病患者	・身体機能又は生活能力向上のための訓練 ・入浴、排せつ、食事等の介護 利用者負担があります。
・障がい者共同作業所移行型	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者	・日常生活及び社会適応のために必要な訓練
訪問入浴事業	自宅での入浴が困難な障がい者	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。心身の状況から清拭や部分浴も行います。利用者負担があります。
日中一時支援事業	家族等の都合等により、日中の一時預かりが必要な障がい者(児)	障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者(児)の日中一時預かりを行います。利用者負担があります。
知的障がい者職親委託制度	知的障がい者	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行います。
自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者	身体障がい者が運転免許を取得するための経費を助成します。 助成限度額 対象経費の2/3(上限10万円)
自動車改造費助成事業	身体障がい者	①身体障がい者自身が、所有し運転する自動車を改造した場合 ②身体障がい者が自動車に乗降するための改造をした場合 上記①、②の改造経費を助成します。 助成限度額 ①10万円 ②対象経費の2/3(上限40万円) 助成には要件がありますので、詳しくはご相談ください。 ※②は肢体不自由障がい1, 2級のみ
点字・声の広報発行事業	視覚障がい者	市の発行する広報いずも・議会だよりを点訳又は音声化したものを無料で送付します。
手話通訳者設置事業		聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者2名を市福祉推進課に設置しています。
はあとピアいずも(出雲市福祉芸術文化祭)		毎年11月頃に障がい者の文化創造活動による作品展、音楽祭、意見発表会、模擬店等を開催します。

8. 計画見込数値（島根県報告数値）

施設入所者の地域生活への移行

数値目標の設定		
項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	317人	○平成28年度末の施設入所者数
平成32年度末時点の入所者数(B)	310人	○平成32年度末時点の施設入所者数
【成果目標】 削減人数(A-B)	7人 2.2%	○差引減少見込み数
【成果目標】 地域生活移行者数	15人 4.7%	○施設入所からGH等へ移行した者の数

福祉施設から一般就労への移行

数値目標設定		
項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	24人	○平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【成果目標】平成32年度の一般就労移行者数	36人 1.5(倍)	○平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

就労移行支援事業の利用者数

数値目標の設定		
項目	数値	考え方
平成28年度の就労移行支援事業所の利用者数	42人	○平成28年度において就労移行支援事業所を利用した者の数
【成果目標】平成32年度の就労移行支援事業所の利用者数	50人	○平成32年度において就労移行支援事業所を利用する者の数
【成果目標】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合	50(%)	○平成32年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合

地域生活支援拠点数

数値目標の設定		
項目	数値	考え方
【成果目標】 平成32年度末地域生活支援拠点数	1箇所	○国のモデル事業の状況や地域の資源等を勘案し、地域生活支援拠点の整備を検討する。

地域定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

支援開始1年後の継続就労者数	支援者総数	【目標値】 平成31年度	支援開始1年後の継続就労者数	支援者総数	【目標値】 平成32年度
16人	20人	80%	16人	20人	80%

サービス見込量

○訪問系サービス

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	4,638 時間	4,777 時間	4,921 時間
	355 人	366 人	377 人

○日中活動系サービス

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	9,702 人日分 554 人	9,702 人日分 554 人	9,799 人日分 559 人
自立訓練(機能訓練)	60 人日分 9 人	60 人日分 9 人	60 人日分 9 人
自立訓練(生活訓練)	418 人日分 35 人	381 人日分 32 人	381 人日分 32 人
就労移行支援	788 人日分 97 人	796 人日分 98 人	796 人日分 98 人
就労継続支援(A型)	1,183 人日分 70 人	1,194 人日分 70 人	1,206 人日分 71 人
就労継続支援(B型)	8,519 人日分 602 人	8,690 人日分 614 人	8,863 人日分 627 人
就労定着支援	15 人	20 人	20 人
療養介護	62 人	65 人	67 人
短期入所(福祉型)	258 人日分 125 人	258 人日分 125 人	258 人日分 125 人
短期入所(医療型)	21 人日分 11 人	21 人日分 11 人	21 人日分 11 人

○居住系サービス

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	8 人	18 人	18 人
共同生活援助	199 人	199 人	203 人
施設入所支援	307 人	304 人	298 人

○相談支援

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	606 人	606 人	606 人
地域移行支援	3 人	3 人	3 人
地域定着支援	68 人	68 人	68 人
障がい児相談支援	314 人	330 人	346 人

○就労移行

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援及び就労継続支援利用者の一般就労移行者	28 人	31 人	36 人

○障害児通所支援

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	562 人日 123 人	562 人日 123 人	562 人日 123 人
放課後等デイサービス	3,698 人日 331 人	3,698 人日 331 人	3,846 人日 344 人
保育所等訪問支援	29 人日 29 人	30 人日 30 人	32 人日 32 人
居宅訪問型児童発達支援	3 人日 3 人	3 人日 3 人	3 人日 3 人

9. 障がい福祉サービス給付費の推移

単位：千円

区分	サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
介護給付費・訓練等給付費等	居宅介護	225,341	221,117	216,795
	重度訪問介護	12,862	7,926	8,826
	行動援護	261	1,002	3,380
	同行援護	362	929	1,158
	療養介護	155,131	171,071	168,156
	生活介護	1,036,189	1,029,346	1,054,791
	短期入所	35,046	24,095	28,410
	施設入所支援	401,623	403,501	401,729
	共同生活援助	238,648	232,312	244,725
	自立訓練(宿泊型)	2,815	4,131	9,407
	自立訓練(機能型)	6,824	5,102	3,997
	自立訓練(生活型)	41,625	38,379	27,138
	就労移行支援	77,888	75,792	83,868
	就労継続支援(A型)	72,632	82,255	79,307
	就労継続支援(B型)	585,914	619,008	678,619
	計画相談支援	104,523	106,293	116,657
	地域移行支援	1,128	1,340	696
	地域定着支援	2,310	2,493	4,129
	療養介護医療費	43,594	49,193	48,996
	特定障がい者特別給付	61,376	59,583	56,578
	小計(①)	3,106,092	3,134,868	3,237,362
児童通所給付費	障がい児相談支援	28,953	35,531	48,108
	障がい児発達支援	70,784	70,764	69,335
	放課後等ディサービス	286,067	345,803	381,916
	保育所等訪問支援	2,927	2,560	5,279
	小計(②)	388,731	454,658	504,638
	小計(①+②)	3,494,823	3,589,526	3,742,000
地域生活支援事業	移動支援事業	82,546	83,887	85,893
	日中一時支援事業	30,503	33,620	32,773
	地域活動支援センター事業	2,681	1,958	2,002
	訪問入浴事業	12,474	12,177	12,545
	小計(③)	128,204	131,642	133,213
	合計(①+②+③)	3,623,027	3,721,168	3,875,213

10. 出雲市相談支援事業所一覧

(1) 障がい者相談支援事業の概要

地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

(2) 指定特定相談支援事業所・指定障がい児相談支援事業所

(平成30年2月28日現在)

No.	機能強化	委託	指定特定相談支援事業所等	住 所	電話番号	対 象			
						身体	知的	精神	児童
1	◎	○	ふあっと	武志町693-1	25-0130			●	
2	◎	○	ハートピア出雲	武志町693-4	23-2720	●	●	●	●
3			ケアステーションやわらぎ	知井宮町1192-9	21-4820	●	●	●	●
4			フライエ	小山町362-1	21-9779	●		●	
5		○	かのん	神西沖町2476-1	25-8811	●	●	●	
6		○	さざなみ学園	神西沖町2534-2	43-2252		●		●
7		○	出雲サンホーム	神西沖町1315	43-7575	●	●	●	●
8			フィリア	灘分町532-1	62-4782	●	●	●	●
9		○	プレーゲ	灘分町613	62-2977	●	●	●	●
10			やまびこ園	佐田町一窪田1988	85-8005	●	●	●	
11			ぼんぼん船	多伎町多岐892-7	86-7022	●	●	●	●
12		○	光風園	湖陵町大池240-1	43-2101	●	●	●	●
13			CSいずも相談支援事業所	大社町入南80-1	53-8066	●	●	●	●
14		○	そうゆう相談センター斐川	斐川町学頭1625-27	72-7085		●	●	
15		○	太陽の里	斐川町名島90	72-9125		●		
16			美野園	美野町1694-2	67-0500	●	●	●	●
17			ほっと	佐田町一窪田1961-5	85-8000	●	●	●	
18			石野特定相談支援事業所	稗原町2521-5	48-2035	●	●	●	●
19			児童発達支援センターわっこ	知井宮町238	21-2733				●
20			NPO法人たすけあい平田	西代町1032-4	62-0257	●	●	●	
21			ぼてとほうす	平野町1183	27-9171		●		
22			くま&ローズマリー相談室	大社町遙堪1189	77-4332	●	●	●	●
23			山根クリニック特定相談支援事業所	芦渡町789-2	21-2810	●	●	●	●
24			相談支援事業所Reve	武志町182-3	25-8602	●	●	●	●
25			相談支援事業所わんぱく	東福町156-1	62-4872	●	●	●	●
26			平安堂相談支援事業所	渡橋町334-1	27-9770	●	●	●	●

◎・・・相談支援機能強化事業所

○・・・委託相談支援事業所

